

太田市農地利用効率化等支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人・農地プランに位置付けられた経営体等に対し、生産の効率化への取組等に必要な機械・施設の導入を支援し、農業の成長産業化や所得の増大を図るため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び担い手育成・確保等対策事業費補助費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）に基づき、予算の範囲内において太田市農地利用効率化等支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）、群馬県農地利用効率化等支援交付金交付要綱（令和4年4月1日群馬県制定）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2条 交付金の交付の対象となる経費は、実施要綱別表1の規定に基づき行う事業に要する経費とし、交付率は同表に定めるとおりとする。

(申請手続)

第3条 交付金の交付の申請をしようとする者は、市長に対し、太田市農地利用効率化等支援交付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

2 交付申請書を提出しようとする者は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付金を交付することが適当と認めたときは、交付金の交付を決定し、太田市農地利用効率化等支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(事業の着手)

第5条 この交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、前条の交付の決定が行われる前に着手してはならない。

2 交付対象事業を行う者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象事業に着手したときは、速やかに太田市農地利用効率化等支援交付金に係る着手届（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、交付対象者が前条の規定により交付金の交付が決定される前に交付対象事業に着手する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第4号）を市長に提出するものとする。なお、この場合において、前条の規定により交付金の交付が決定される前に交付金の交付の申請を行った者が被った損失等については補償しない。

(交付対象事業の内容の変更)

第6条 交付対象者は、第4条の規定による決定の通知を受けた後において交付対象事業の内容の変更（交付対象事業の完了後における成果物の変更を含む。）をするとき又は交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに市長に太田市農地利用効率化等支援交付金変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき事業の内容の変更を認めたときは、太田市農地利用効率化等支援交付金交付決定変更通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。

(事業遂行状況報告)

第7条 市長は、交付対象事業の適正な執行を図るため必要があると認められるときは、交付対象者に対して当該交付対象事業の遂行の状況に関し報告を求め、事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、又は必要な指示をすることができる。

(交付金の交付)

第8条 市長は、交付金を規則第10条ただし書の規定による概算払により交付することができるものとし、交付対象者はあらかじめ太田市農地利用効率化等支援交付金概算払請求書（様式第7号）により請求するものとする。

(事業の完了)

第9条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、速やかに太田市農地利用効率化等支援交付金交付に係る完了届（様式第8号）により、市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日までに太田市農地利用効率化等支援交付金実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付を申請した者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合は、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあってはその金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第11条 交付対象者は、交付対象事業に関する帳簿及び書類を備え、これらを整理しなければならない。

2 交付対象者は、交付対象事業により整備された農産物の生産等に必要な機械又は施設（以下「機械等」という。）について、財産管理台帳（様式第11号）を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 第1項の帳簿及び書類並びに前項の財産管理台帳は、当該交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）に基づく処分制限期間を経過しない場合は、その期間が経過するまでの間、第1項の帳簿及び書類並びに前項の財産管理台帳を整備及び保存するものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 交付対象者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、太田市農地利用効率化等支援交付金により取得又は効用の増加した機械等の処分の承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

（財産の処分に関する承認）

第13条 市長は、交付対象者より前条の太田市農地利用効率化等支援交付金により取得又は効用の増加した機械等の処分の承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、現地確認調査によりその内容を審査し、承認すべきものと認めるときは速やかに承認するものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該申請をした者に太田市農地利用効率化等支援交付金により取得又は効用の増加した機械等の処分の承認通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（災害の報告）

第14条 交付対象者は、機械等について、耐用年数に基づく処分制限期間（第12条の承認を受けた場合は、交付申請書を提出したときから当該承認を受けるまでの期間）内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに太田市農地利用効率化等支援交付金により取得又は効用の増加した機械等の災害報告書（様式第14号）により、市長に報告しなければならない。

（目標達成状況報告）

第15条 交付対象者は、実施要綱第4の1の規定に基づく計画の承認を受けた年度から目標年度までの間、毎年度、太田市農地利用効率化等支援交付金目標達成状況報告書（様式第15号）及び太田市事業実施状況報告書及び評価報告書（様式第16号）を添付して翌年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。